◎新潟県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年１月10日

新潟県十日町地域振興局長

１　退　任

監事　中魚沼郡津南町大字上郷寺石甲666番地　　小林　　源

退任年月日　平成25年12月20日